

○犬山市都市公園条例

平成12年3月31日条例第14号

別表第3（第12条関係）

山の田公園テニスコート使用料

利用区分	午前8時 30分から 午前10時 30分まで	午前10時 30分から 午後0時 30分まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時まで
施設区分	1面					
	利用区分ごとに 380円					

備考 午前10時30分から午後0時30分まで又は午後1時から午後3時までの利用区分を含んで利用する場合は、午後0時30分から午後1時までの時間について併せて利用できるものとする。この場合においては、この表に定める使用料のほか、使用料の30分相当額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を徴収するものとする。

別表第4（第12条関係）

山の田公園夜間照明施設使用料

公園施設名称	利用区分	使用料
野球場夜間照明施設	最初の1時間まで1基	円 490
	超過30分ごとに1基	250
テニスコート夜間照明施設	最初の1時間まで1面	250
	超過30分ごとに1面	130

備考 利用時間が30分に満たないときは、30分とみなす。